



# 熊本県公報

## 目次

指定居宅サービス事業所の指定	(高齢保健福祉課)	一
公 告	"	一
林業種苗生産事業者変更登録	(森林整備課)	一
換地処分	(農地建設課)	二
"	"	二
土地改良事業施行の認可	(農村計画課)	二
開発行為に関する工事の完了	(建築課)	二
"	"	二
"	"	二
大規模小売店舗立地法に基づく届出	(商工政策課)	三
登 載 依 頼		
固定資産管理システム開発に係る設計業務委託に関する一般競争入札の実施	(企業局)	三
政治資金規正法に基づく政治団体の名称の公表	(選挙管理委員会)	五
政治資金規正法に基づく政治団体の届出事項の異動の公表	"	六
政治資金規正法に基づく政治団体の解散の届出の公表	"	六

## 告 示

熊本県告示第七百九十八号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
 平成十三年十月十九日  
 熊本県知事 潮 谷 義 子

地	事業所名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
	社会福祉法人清和村社会福祉協議会	社会福祉法人清和村社会福祉協議会	平成十三年十月九日
	上益城郡清和村大字大平九十一番	福祉協議会	

熊本県告示第七百九十九号  
 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。  
 平成十三年十月十九日  
 熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所名称及び事業所の所在地	事業者名	指 定 年 月 日
福祉用具貸与事業所はつぱいらいふ	有限会社九州ライフサポ	平成十三年十月九日
人吉市下林町二百九十二番地の一		

## 公 告

熊本県公告第七百十号  
 林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十三条第一項の規定に基づき、生産事業者を次のように変更登録した。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

登録番号	生産事業者の住所及び氏名又は名称	事業所の名称及び所在地	変更事項
三	熊本県熊本市新屋敷一丁目五番四号 熊本県樹苗協同組合 理事長 坂本 久男	熊本県熊本市新屋敷一丁目五番四号 熊本県樹苗協同組合	生産事業者の氏名

熊本県公告第七百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉岳町長稲津俊徳から荒平地区荒平工区の換地処分をした旨の届出があった。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第七百一十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、倉岳町長稲津俊徳から荒平地区大野工区の換地処分をした旨の届出があった。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第七百一十三号

熊本市秋津飯野土地改良区理事長福島新治から平成十三年三月九日付けで申請の秋津地区土地改良事業（農業用排水施設）施行については、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により平成十三年十月二日付けで認可した。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

熊本県公告第七百一十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
荒尾市大島字松原三番一、同三番四、同四番一、同五番一、同六番一、同六番五の一部、同六番九の一部、同六番一〇の一部及び同九番一の一部  
二千六百九十二・三二平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都台東区上野七丁目一四番四号  
大和情報サービス株式会社

熊本県公告第七百一十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
上益城郡益城町大字小谷字戸次道一三一八番一、同三一八九番五、同三一九番六、同三二〇番一、同三二一番一、同三二二番一、同三二三番一、同三二四番一、同三二五番一、同三二六番一、同三二七番一、同三二八番一、同三二九番一、同三三〇番一及び同三三一〇番一  
一万七千七百七十六・〇〇平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
上益城郡御船町大字辺田見一三三一番一  
上益城農業協同組合

熊本県公告第七百一十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項の規定により、次のとおり公告する。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積  
菊池郡西合志町大字野々島字沖野五六二〇番五及び同五六四五番二  
千六十七・七五平方メートル
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
熊本市本荘二丁目九一―一  
鹿谷 伝一

## 熊本県公告第七百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）附則第五条第一項の規定による届出があつたので、同法第五条第三項の規定により、次のとおりその概要を公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成十三年十月十九日

熊本県知事 潮谷 義子

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地  
二〇二〇堂小川店  
下益城郡小川町河江八の坪九六一―
- 二 変更しようとする事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻  
変更前 開店時刻午前十時 閉店時刻午後九時  
変更後 二十四時間
- 2 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
変更前 午前九時から午後十時まで  
変更後 二十四時間
- 3 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯  
変更前 午前六時から午後九時まで  
変更後 二十四時間
- 三 変更する年月日  
平成十三年十月十五日
- 四 変更に係る事項以外の届出事項  
1 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称  
株式会社二〇二〇堂ほか一

2 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

一、六二七平方メートル

3 駐車場の収容台数

一〇四台

4 駐輪場の収容台数

四〇台

5 荷さばき施設の面積

一〇二平方メートル

6 廃棄物等の保管施設の容量

一一九立方メートル

7 駐車場の自動車の出入口の数

二か所

五 届出年月日

平成十三年九月二十八日

六 届出の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工政策課及び熊本県宇城地域振興局振興調整室  
平成十三年十月十九日から平成十四年二月十八日まで

## 登 載 依 頼

熊本県企業局公告第一号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成十三年十月十九日

熊本県公営企業管理者 佐藤 博治

一 一般競争入札に付する事項

1 委託名

2 業務内容  
固定資産管理システム開発に係る設計業務委託

3 入札説明書及び仕様書による。

4 履行期限

平成十四年三月二十日

5 納入場所

## 熊本県企業局経営課

## 5 入札方法

落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の五パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の百五分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

## 二 入札参加資格

入札参加資格を有する者は、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- 1 平成十三年四月二十三日熊本県告示第三百四十八号により審査のうえ、入札参加資格を有すると認められた者
- 2 国又は地方公共団体においてイントラネットによる複数の情報システムを企画又は開発した実績を有する者で、公営企業管理者が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者
- 3 過去五年間に百人以上のユーザが利用する情報システムを企画又は開発した実績がある者で、公営企業管理者が行う入札参加資格審査を受け、入札参加資格を有すると認められた者

## 三 入札参加資格を得るための申請方法及び時期

## 1 申請の方法

県が指定する一般競争入札参加申込兼参加資格審査申請書を直接又は郵便により提出するものとする。

なお、提出した申請書等について説明を求められた場合は、これに応じなければならぬ。

## 2 申請書類の入手及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先

熊本県企業局経営課管財班

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線 六四〇三

## 3 申請書類の受付期間

平成十三年十月十九日から同年十月三十一日までのそれぞれの日（県の休日を除く。）の午前八時三十分から午後五時十五分までとする。

## 4 資格審査結果の通知

資格審査結果通知書を郵便により送付する。

## 四 契約条項を示す場所等

## 1 契約条項を示す場所、入札説明書の配布場所及び問い合わせ先

## 熊本県企業局経営課管財班

郵便番号 八六二一八五七〇 熊本県熊本市水前寺六丁目十八番一号

電話番号 〇九六一三八三一一一 内線 六四〇三

## 2 入札説明書の配布

入札説明書に参加できない者については、入札説明書を配布する。配布期限は、平成十三年十月三十一日までとする。

## 3 入札説明会の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十月二十四日 午後二時

(二) 場所 熊本県庁北側会議棟三〇四

## 4 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時 平成十三年十一月二日 午後二時

(二) 場所 熊本県庁本館二階入札室

## 5 入札書の提出方法

四の4記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、四の1記載の場所に入札の前日までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。

## 五 入札に関する事務を担当する部局の名称

熊本県企業局経営課

## 六 その他

## 1 入札及び契約手続等において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨とする。

## 2 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積もった契約金額の百分の五以上の入札保証金を四の4記載の入札日時までに納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合は、入札保証金の納付が免除される。

(一) 入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。

(二) 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

## 3 契約保証金

契約を締結しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに契約金額の百分の十以上の金額を納付すること。ただし、次の(一)又は(二)のいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。

- (一) 契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に保を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保証証券を提出したとき。
- (二) 過去二年の間に国（公団を含む。）又は地方公共団体との入札に付する事項と種類及び規模をおおむね同じくする契約を二回以上にわたって締結し、かつ、これらすべて誠実に履行したことを証する書面を提出し、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- 4 入札の無効
  - 次の(ア)から(シ)のいずれかに該当する入札は、無効とする。
    - (ア) 入札に参加する資格を有しない者のした入札
    - (イ) 委任状を提出しない代理人のした入札
    - (ウ) 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付し、又は提出しない者のした入札
    - (エ) 記名押印を欠く入札
    - (オ) 金額を訂正した入札又は容易に消字できる筆記具を用いてした入札
    - (カ) 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
    - (キ) 明らかに連合によると認められる入札
    - (ク) 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
    - (ケ) 二以上の意思表示をした入札
    - (コ) 民法（明治二十九年法律第八十九号）第九十五条に基づいて錯誤による入札であること入札執行者が認めた入札

- (シ)(サ) 円未満の表示のある入札
- (シ) その他入札に関する条件に違反したと認められる者のした入札
- 5 落札者の決定の方法
  - 有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者を落札者とする。
  - 6 最低制限価格
    - 設定しない。
  - 7 契約書作成の要否
  - 8 その他詳細は、入札説明書による。

熊本県選挙管理委員会告示第八十二号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第六条第一項の規定による政治団体の設立の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定に基づき次のとおり公表する。  
 平成十三年十月十九日

熊本県選挙管理委員会  
 委員長 宮 本 卓 治

政 治 団 体 の 名 称	代 表 者 氏 名	記 夫 氏 名	会 計 責 任 者 氏 名	主 たる 事 務 所 の 所 在 地	備 考
柏尾せいし後援会	森 大 記	松 永 晃	菊池部西合志町須屋1005-1	その他の政治団体	
唐杉純夫後援会	唐 杉 大 記	唐 杉 永 晃	玉名郡南関町関下1054	その他の政治団体	
汐田安徳後援会	渡 邊 正 夫	唐 杉 永 晃	菊池部合志町幾久富1758-498	その他の政治団体	
自由民主党熊本県酪農支部	村 上 幸 治	唐 杉 永 晃	熊本市水道町15-22	政 党	
自由民主党熊本県支部	三 角 和 治	唐 杉 永 晃	熊本市新南部6丁目1番48	政 党	
自由連合参議院熊本県支部	河 定 幸 治	唐 杉 永 晃	本渡市東浜町12-12	その他の政治団体	
税理士による團田博之後援会	田 上 幸 治	唐 杉 永 晃	玉名郡長洲町清源寺2737-5	その他の政治団体	
松野司後援会	田 幸 一 則	唐 杉 永 晃	玉名郡長洲町大字腰赤1245-1	その他の政治団体	
吉田正後援会	田 川 一 則	唐 杉 永 晃		その他の政治団体	

熊本県選挙管理委員会告示第八十三号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十三年十月十九日

熊本県選挙管理委員会  
 委員長 宮本卓治

政治団体の名称	異動事項	所在地	新	旧
熊本県社会福祉政治連盟	事務所表	地者	下益城郡城南町大字塚原994-19	八代市郡築12番町71-2
熊本県社会福祉政治連盟	代計表	者	榊田 正治	山下 克己
熊本県社会福祉政治連盟	代計表	者	尾里 清一	小林 真人
熊本県薬剤師連盟	代計表	者	坂梨 孝男	瀬戸 和善
自由民主党大津町支部	代計表	者	田代 國廣	田上 駿
自由民主党熊本県校友会支部	代計表	者	大村 幸郎	東 孝生
自由民主党宮原町支部	事務所表	地者	八代郡宮原町大字有佐481	八代郡宮原町大字宮原村99
自由民主党宮原町支部	代計表	者	松下 幸紀	永松 栄
自由民主党宮原町支部	代計表	者	竹尾美恵子	上田 幸三
自由民主党宮原町支部	事務所表	地者	八代郡鏡町大字宝出10	八代郡鏡町大字鏡村1115-1
福嶋連期後援会	事務所表	地者	下川 寛	宮原 政一
平成クワフ	事務所表	地者	八代郡宮原町大字宮原村717-1	八代市萩原町2-3-32 1F
民主党熊本県参議院選挙区第2総支部	事務所表	地者		

熊本県選挙管理委員会告示第八十四号  
 政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があったので、同法第三項の規定に基づき次のとおり公表する。

平成十三年十月十九日

熊本県選挙管理委員会  
 委員長 宮本卓治

政治団体の名称	主たる事務所所在地	解散した年月日
芦北地方政経同志会	芦北郡芦北町大字芦北2760-1	平成13/09/30
城ヶ崎いたる後援会	荒尾市平山1950-6	平成13/07/31
中村徳生後援会	熊本市御幸苗田5丁目1-15	平成13/10/04
牧野光明後援会	鹿本郡植木町滴水2217-2	平成13/08/31